

問題 1 大阪の通信機メーカーAの海外営業課長の甲は、最近自社で開発したリスト規制に該当する技術について、知り合いの中華人民共和国の大手ITメーカーBの乙部長から問い合わせの電話を受けた。甲は、大きなビジネスチャンスと思ったが、一旦電話を切って、電話で話す内容が自社で取得している一般包括役務取引許可の条件や範囲内であることを確認してから、連絡することにした。

正解は、○。一般包括役務取引許可の適用に際しては、事前に適用範囲や条件等を確認する必要がある。一般包括役務取引許可の範囲は、原則、包括許可取扱要領の別表Bにおいて「一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組み合わせとされている。また、一般包括役務取引許可の条件は、別紙2の左欄等に規定されている。したがって、メーカーBの乙部長から問い合わせについて、説明する予定の内容が、一般包括役務取引許可の範囲や条件を満たすか確認するため、一旦電話を切ったメーカーAの海外営業課長の甲の対応は正しい。

問題 2 金沢にある大学Aは、リスト規制に該当する貨物や技術を多数取り扱っており、海外にある大学との交流も頻繁に行っている。したがって、大学Aは、輸出者等遵守基準を定める省令の規定に基づき該非確認についての責任者（該非確認責任者）を選任する必要がある。

正解は、○。「金沢にある大学Aは、リスト規制に該当する貨物や技術を多数取り扱っており、海外にある大学との交流も頻繁に行っている。」ということから、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号の特定重要貨物等輸出者等に該当し、「該非確認責任者」の選任をする必要がある。

問題 3 大阪にある工作機械メーカーAは、リスト規制に該当する製品があることから、数年前から輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム）を制定し、適切な輸出管理を行っている。メーカーAには、国内子会社としてB社があるが、メーカーAの社員食堂と託児所の運営を行っている。この場合、メーカーAは、B社に対して輸出管理の指導を行う必要はない。

正解は、○。平成6年6月24日付けの「不拡散型輸出管理に対応した輸出管理法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」（大臣通達）の⑧では、「子会社及び関連会社に対し、**当該企業の実状に即した**安全保障輸出管理に関する適切な指導を実施すること。」と規定している。B社の実状をみるとメーカーAの社員食堂と託児所の運営を行っているというのであるから、輸出管理は不要であり、メーカーAは、B社に対して輸出管理の指導を行う必要はない。

問題4 輸出令別表第3の地域であるホワイト国とは、4つの国際的な輸出管理レジーム（WA、NSG、AG、MTCR）に参加し、かつ、大量破壊兵器キャッチオール規制を導入している国をいう。

正解は、○。輸出令別表第3の地域であるホワイト国とは、4つの国際的な輸出管理レジーム（WA、NSG、AG、MTCR）に参加し、かつ、大量破壊兵器キャッチオール規制など輸出管理の関係法令を施行し、厳格に執行している国をいう。

（参考）

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda13.html>

問題5 税関は、輸出令第5条により、技術を提供しようとする者が許可を受けていること、若しくは許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。

正解は、×。税関は、輸出令第5条に基づき、技術ではなく貨物の許可の要否についての確認を行っている。

（税関の確認等）

第5条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、**貨物を輸出しようとする者が法第48条第1項の規定による許可若しくは第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。**（以下省略）

なお、外為令第18条の2では、「税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術を内容とする情報が記載され、又は記録された文書、図

画又は記録媒体を輸出しようとする者が第17条第2項の規定による許可を受けていること又は当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定されている。

- 問題6 東京の工作機械メーカーAは、3年前にインドネシアにある電機メーカーBから、エアコン製造用として、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械αを1台受注し、必要な輸出許可を取得し輸出した。当時、輸出許可には、特に条件等は付されなかった。また、メーカーAは、当時、輸出管理内部規程に基づき、メーカーBを十分調査したが、問題は見つからなかった。その後、メーカーBが倒産し、工作機械αは、次々転売され、結果的にインドネシアから北朝鮮に輸出されたとしても、メーカーAは、外為法上の責任を負わない。

正解は、○。東京の工作機械メーカーAは、輸出管理内部規程に基づき、輸出先のインドネシアにある電機メーカーBについて十分調査し、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械について、輸出許可を取得している。輸出許可には条件等は付されなかったというのであるから、その後、メーカーAが知りえないところで、メーカーBが倒産し、工作機械αは、次々転売され、結果的にインドネシアから北朝鮮に輸出されたとしても、メーカーAは、外為法上の責任を負わない。

- 問題7 社内教育を担当する安全保障貿易管理部は、輸出や海外との取引を行なう開発部門や販売部門に対し法令等の研修を行う必要はあるが、社内監査を担当する監査部門に対しては、法令等の研修の必要はない。

正解は、×。社内監査を担当する監査部門は、監査を行うために法令について熟知している必要があり、法令等の研修は必須である。

- 問題8 輸出令第4条第1項に規定されている少額特例の総価額の換算については、輸出申告日の換算率により行うと運用通達で規定されている。

正解は、×。運用通達の1-1の(6)では、「輸出令第4条第1項に規定している総価額の換算については、**契約締結日の属する期間の換算率**により行う。」と規定されている。

問題 9 神戸にあるプラントメーカーAは、外国ユーザーリストに掲載されている中華人民共和国の大学を卒業した中国人の甲を正社員として、平成23年4月に雇用した。6月の新人研修用の資料として、外為令別表の6の項に該当する技術資料を甲に提供する場合、役務取引許可を取得する必要はない。

正解は、○。外国人（個人）は、原則、非居住者として取り扱われる。しかし、本邦内にある事務所に勤務する者は、居住者として取り扱われる（「外国為替法令の解釈及び運用について」参照）。

中国人の甲は、神戸にあるプラントメーカーAに、平成23年4月に雇用されたというのであるから、居住者として取り扱われる。したがって、プラントメーカーAが、外為令別表の6の項に該当する技術資料を甲に提供する場合、役務取引許可は不要である。

問題 10 ワッセナーアレンジメント（WA）の基本的枠組みとその性格は、法的な強制力を有する国際約束に基づく体制であり、通常兵器及びその関連汎用貨物・技術の過度な蓄積を防止する為に国際協調することを意思表示した参加国により構成されている。

正解は、×。ワッセナーアレンジメント（WA）の基本的枠組みとその性格は、法的な強制力を有するものではない。

問題 11 仲介貿易取引において需要者が「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合は、当該取引案件について経済産業省へ事前相談することが外為法上、義務付けられている。

正解は、×。仲介貿易取引は、外為法第25条第4項、外為令第17条第3項、仲介貿易おそれ省令で規定されているが、需要者が「外国ユーザーリスト」に掲載されている場合であっても、外為法上、事前相談は、義務付けられていない。

問題 12 東京のメーカーAは、シンガポールで1ヶ月後に開催される展示会に出品するため、メーカーAの担当者が事前に展示予定の電子式カメラ（輸出令別表第1の10の項（4）に該当）のカタログ（自社のホー

ムページに掲載し、一般に無償公開している。)を持参の上、現地の展示会主催者である商工会議所職員に渡してカタログ記載の内容について口頭で説明する予定である。この場合、役務取引許可は不要である。

正解は、○。この場合、展示予定の電子式カメラ（輸出令別表第1の10の項（4）に該当）のカタログの該非は、不明であるが、仮に外為令別表の10の項等に該当する場合であっても、既に自社のホームページに掲載し、一般に無償公開されているということから、貿易外省令第9条第2項第九号イにより、役務取引許可は不要である。

問題 13 一般包括許可の申請は、経済産業省（本省）にある安全保障貿易審査課で行う。

正解は、×。「包括許可について（運用のための輸出注意事項）」のIの（1）で、「一般包括許可の申請は、**経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課**に行わなければならない。」と規定されている。

問題 14 「厳正な輸出管理の実施について」という通達では、経営トップは経営に専念することが求められており、輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等については、経営トップ以外の者が責任を持って実行することが求められている。

正解は、×。平成18年3月3日付けの「厳正な輸出管理の実施について」（大臣通達）という通達では、「（1）外為法の遵守及び輸出管理の重要性について経営トップ以下が認識を深め、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底されるとともに、**輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等にあたり経営トップが責任を持って実行されるよう要請します。**」と規定されている。

問題 15 札幌にある貿易会社Aは、平成22年4月1日にドイツの自動車メーカーB向けに、廃油処理用に輸出令別表第1の3の項（2）に該当するポンプ1セットを一般包括輸出許可を使用して、輸出した。貿易会社Aは、当該輸出案件に関する文書を平成25年4月1日以降であれば、廃棄しても問題ない。

正解は、×。包括許可取扱要領の別紙1の(4)の規定により、「輸出令別表別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物」を輸出した場合は、関係資料を7年間保存することとされている。

- 問題 16 外為法においては、外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（いわゆる仲介貿易取引）に関する規制は輸出令ではなく、外為令に基づき行われている。

正解は、○。問題 11 の解説参照。

- 問題 17 京都にあるロボットメーカーAの甲技術部長は、自社で開発した外為令別表の6の項に該当するロボットの製造技術αについて、問題がないか意見を聞くために、ボストンにあるB大学の乙教授を来月訪問する予定である。乙教授は、ロボット工学の世界的な権威なので、製造技術αの提供に際しては、役務取引許可は不要である。

正解は、×。京都にあるロボットメーカーAは、非居住者であるボストンにあるB大学の乙教授に外為令別表の6の項に該当するロボットの製造技術αを提供する予定であるが、乙教授がロボット工学の世界的な権威であっても、当該事情は、貿易外省令第9条第2項の特例にはあたらないことから、役務取引許可は必要である。

- 問題 18 名古屋のメーカーAは、台湾の警察当局から、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置100台を総額2,000万円で受注した。当該暗号装置は輸出令第4条第1項第六号（いわゆる暗号特例）を適用できない貨物である。用途は警察無線に用いられるものであり、核兵器等の開発等若しくはその他の軍事用途に用いられる場合、用いられるおそれがある場合又はその疑いがある場合のいずれにも該当しないため、メーカーAは、取得している一般包括輸出許可を用いて直ちに輸出することとした。

正解は、×。包括許可取扱要領の(別紙1)によれば、警察は「**軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関**」に含まれるため、一般包

括輸出許可を適用して、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置を輸出令別表第3地域以外の台湾警察に輸出する場合は、懸念がないことが明らかな場合を除いて、同(別紙1)の(7)の(表2)により、**事前の届出**が必要である。

(表2)

仕向地	輸出令別表第3に掲げる地域以外
輸出される貨物の需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関である場合	届出(注3)

問題 19 福岡のメーカーAは、アメリカ合衆国の顧客から、輸出令別表第1の6の項(6)に該当する貨物2台を総額90万円で受注した。当該貨物は、顧客においてミサイルの開発に用いられるが、少額特例を適用して輸出することとした。なお、輸出令別表第1の6の項(6)に該当する貨物は告示貨物ではない。

正解は、○。少額特例は、輸出令第4条第1項第五号で規定されている。福岡のメーカーAは、アメリカ合衆国の顧客から、輸出令別表第1の6の項(6)に該当する貨物2台を総額90万円で受注し、当該貨物は、ミサイルの開発に用いられるとしても、ホワイト国向けの輸出は、輸出令第4条第1項第五号で規定されている除外規定には該当しない。したがって、法的には正しい。

問題 20 本邦企業の海外子会社は、親会社である本邦企業から独立した法人であり、本邦の法律が適用されないことに加え、現地の法令が適用されるため、輸出令別表第3の地域以外にあったとしても安全保障輸出管理上の指導は不要である。

正解は、×。問題14の解説にもあるように、平成18年3月3日付けの「厳正な輸出管理の実施について」(大臣通達)という通達では、「(1) **外為法の遵守及び輸出管理の重要性について経営トップ以下が認識を**

深め、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底されるとともに、輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等にあたり経営トップが責任を持って実行されるよう要請します。」と規定されている。輸出令別表第3の地域以外の国や地域は、通常、輸出管理をあまり行っていないので、それらの国や地域にある海外子会社は、特に注意して指導する必要がある。

問題 21 東京の電機メーカーAは、シンガポールの大学B（外国ユーザーリストには掲載されていない。）から気象観測衛星搭載用に宇宙用太陽電池パネルの引き合いを受けた。当該貨物は、輸出令別表第1の16の項に該当している。核兵器等開発等省令の「別表に掲げる行為」の「宇宙に関する研究」に該当するおそれがあるが、「軍または国防に関する事務をつかさどる行政機関又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らか」でないことを文書等で確認できたので、そのまま取引を進めることにした。

正解は、○。東京の電機メーカーAは、シンガポールの大学Bから気象観測衛星搭載用に宇宙用太陽電池パネルの引き合いを受けていることから、核兵器等開発等省令の別表第六号の「宇宙に関する研究」にあたる。ただし、本問では、「軍または国防に関する事務をつかさどる行政機関又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らか」でないことを文書等で確認できたというのであるから、核兵器等開発等省令の別表第六号の要件を満たさず、核兵器等開発等省令第一号の用途要件には該当しない。したがって、取引を進めて問題ない。

六 化学物質の開発若しくは製造（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）、微生物若しくは毒素の開発等、ロケット若しくは無人航空機（本則第一号に規定する核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置を運搬することができるものであってその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものを除く。）の開発等又は**宇宙に関する研究**（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）であって、**軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの若しくはこれらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの。**

問題 22 輸出管理内部規程には、法令違反が判明した場合、速やかに関係官庁に報告するとともに、必要に応じ関係者に対し厳正な処分を行うことを明記する必要がある。

正解は、○。平成6年6月24日付けの「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」（大臣通達）の（2）⑨で規定されている。なお、「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）の「外為法等遵守事項」のⅡ8、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号リでも同じ規定がある。

問題 23 経済産業大臣は、外為法第48条第1項に違反し無許可で貨物を輸出した者に対し、行政制裁を科すことができる。

正解は、○。外為法第53条第1項に基づき、経済産業大臣は、外為法第48条第1項に違反し無許可で貨物を輸出した者に対し、行政制裁を科すことができる。

問題 24 輸出許可は、原則として、契約ごとに取得するものであるが、同一貨物を同一顧客へ繰り返し輸出する場合は、契約ごとにあらためて輸出許可を取得する必要はない。

正解は、×。輸出許可は、原則として、契約ごとに取得する必要がある（運用通達1-1（2）（ハ）（b）参照）。したがって、同一貨物を同一顧客へ繰り返し輸出する場合であっても、契約ごとにあらためて輸出許可を取得する必要がある。

問題 25 台風で被害を受けた自社の九州工場のプラント復旧作業において、技術提携しているニューヨークにある米国企業Aの支援を受けることになった。支援に際して、事前に外為令別表の3の項（2）に該当する技術を米国企業Aに提供し、確認する必要があるが、復旧作業は九州工場で行われるため、経済産業大臣の役務取引許可を取得する必要はない。

正解は、×。台風で被害を受けた自社の九州工場のプラント復旧作業

において、事前に外為令別表の3の項（2）に該当する技術を非居住者である米国企業Aに提供することから、役務取引許可を取得する必要がある。